



国家戦略特区の新たな提案

ポスト新型コロナウイルス感染拡大防止措置後の
オンライン診療に関する特例設置について

令和2年5月19日
養父市

ポスト新型コロナウイルス感染拡大防止措置後の オンライン診療に関する特例設置について

	現行法	4月10日付事務連絡 による時限的特例措置
初診	×	○
再診	○ 3か月間毎月対面診療後	○
手段	テレビ電話 	テレビ電話 又は 音声電話等 
診療報酬	再診料 71 医学管理料 100	初診料 214 再診料 73 医学管理料 147
保険対象	生活習慣病など10種類の オンライン診療料対象管理料等 算定対象者のみ	特定なし

養父市からの提案、 今後求めるもの

オンライン診療の
柔軟な活用と普及促進

- ・初診を含め医師が適切と判断
するケースでの実施
(例) インフルエンザ等感染症
- ・対面同等の診療報酬の適用

目指すのは

平時からオンライン診療体制を
整備、有事の対応力を高める

<効果>

- ・医療現場での感染抑止
- ・早期治療による重症化回避
- ・脆弱な地域医療資源の効率運用

インフルエンザ等感染症を対象にするなど
今後の検討が必要

対象拡大
(要検討)